

「復興施策に関する事業計画 及び工程表」の見直し

(福島県の避難指示区域等を除く)

- I. 復興施策に関する事業計画及び工程表(平成26年4月版) … P.1
- II. 平成25年度成果目標の進捗確認(公共インフラ(全体版)) … P.5

復興庁

平成26年6月24日

I . 復興施策に関する事業計画及び工程表

(平成26年4月版)

- ・復興庁では、様々で膨大な事業を円滑かつ効果的・効率的に行うため、また、国として被災地の方々に復興の目途をわかりやすく示すため、「復興施策に関する事業計画及び工程表」を各府省の御協力の下に作成し、年に1回見直しを実施。
- ・福島県の避難指示区域等を除く。
- ・「復興施策に関する事業計画及び工程表」については、以下のものから構成。
 - ①公共インフラ(全体版)
 - ②公共インフラ(地域版)
 - ③公共インフラ以外の復興施策
- ・今般、平成26年度予算の内容等を踏まえ、平成26年4月時点の「復興施策に関する事業計画及び工程表」をとりまとめたところ。

【①公共インフラ(全体版)】

■作成内容

○事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興の方針、平成25年度の成果、平成26年度の成果目標などを記載。

○工程表

ア. 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。

イ. 対象期間は、H23年度からH28年度までの6ヶ年を中心。

■対象事業

海岸対策、河川対策、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・定置網、復興住宅(災害公営住宅等)、復興まちづくり(防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等、造成宅地の滑動崩落防止、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

■掲載場所

http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_113.html

■事業計画の例(海岸対策)

事業計画

1. 海岸対策

① 岩手、宮城、福島各県の 515 地区海岸のうち、428 地区海岸^{※1}で被災。青森、茨城、千葉各県の 468 地区海岸のうち、43 地区海岸で被災。

※1 警戒区域内(福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内)を除く。

② このうち、地域生活・産業・物流・農業の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある海岸(約 50km)について応急対策を実施し、平成 23 年末までに完了。

③ 新計画堤防高については、平成 23 年 8 月から、県等が関係市町村に堤防高さの案を提示し、調整を開始。9 月 9 日に宮城県、10 月 8 日に福島県、9 月 26 日及び 10 月 20 日に岩手県が公表済み。

※ 堤防高さについては、中央防災会議専門調査会等で示された基本的考え方に基づき、「海岸における津波対策検討委員会」(学識者、三県等)の意見等を踏まえ、統一的な設定基準を策定(国土交通省、農林水産省)。

・過去の津波の痕跡高さの記録の整理

・発生の可能性が高い地震等の津波のシミュレーション

を行ったうえで、数十年～百数十年に一度程度の頻度で発生している津波を対象に満ごとに設定。

④ 市町村が策定している復興計画を踏まえ、各港で策定している産業・物流復興プラン、他事業との調整等を行った上で、堤防設計等の施工準備が終了した海岸から工程を明らかにし、順次、本復旧工事を実施。

⑤ 本復旧工事については、国施工区間(代行区間を含む)のうち、仙台空港下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間において施工を完了しており、残る区間においても、隣接する箇所等から順次復旧を進め、概ね 5 年での完了を目指す。県・市町村施工区間についても、重要施設が背後にある区間等から順次復旧を進める。(まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。)また、復旧に期間を要する湾口防波堤については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進める。

⑥ 被災市町村の復興計画策定に際しては、最大クラスの津波(レベル 2)も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

⑦ 平成 25 年度における成果

約 7 割の地区海岸(318 地区海岸/471 地区海岸)において、本復旧工事を着工した。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもつていう。なお、上記目標には平成 24 年度に着工した地区海岸を含む。

⑧ 平成 26 年度の成果目標

約 9 割の地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

約 3 割の地区海岸において、本復旧工事の完了を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもつていう。

上記目標には平成 25 年度に着工、完了した地区海岸を含む。

【②公共インフラ(地域版)】

■対象地域

被災地域の69市町村を対象に作成。

■対象事業及び作成単位

●市町村単位で作成する事業

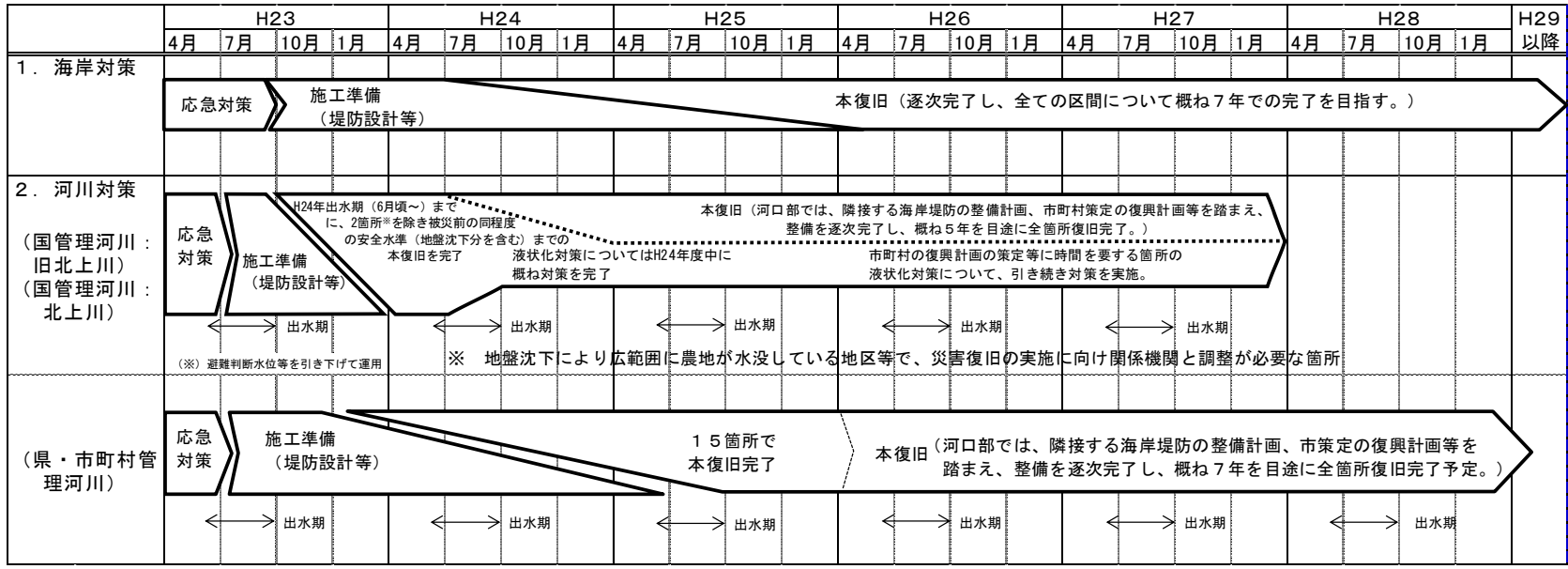
海岸対策、河川対策、下水道、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港、復興まちづくり(造成宅地の滑動崩落防止、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

●路線、施設単位等で作成する事業

流域下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、漁港・漁場・養殖施設・定置網、医療施設

※市町村ごとの災害公営住宅、復興まちづくり(防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等)は、「住まいの復興工程表」として別途公表済み。

■工程表の例(宮城県石巻市の海岸対策・河川対策)



■掲載場所

http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_113.html

【③公共インフラ以外の復興施策の取組状況】

■作成内容

- ア. 基本方針において復興施策として記載された施策のうち、公共インフラ以外のものを対象。
- イ. H25年度補正予算、H26年度予算を踏まえ、復旧・復興に向けた取組状況や目標等をリバイス。
- ウ. 対象期間は、H28年度末までの3ヶ年を中心。

■対象施策の例

- ①雇用対策
- ②教育の振興
- ③農業、林業、水産業
- ④観光
- ⑤再生可能エネルギー

■掲載場所

http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_112.html

○公共インフラ以外の復興施策の取組状況の例（被災地農林水産物の消費拡大）

被災地産農林水産物の消費拡大				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			農林水産省
節	(3)	(3)		
項	①	③		作成年月日
目	(iii)	(vii)		平成 26 年4月
これまでの取組み				
○ 被災地産農林水産物・食品等を積極的に消費することによって、被災地の復興を応援するため、フード・アクション・ニッポンとも連携しつつ、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズとした取組を実施。				
○ 具体的には、被災地産農林水産物・食品等について、各府省庁はもとより、社内食堂での積極的な利用や、民間事業者による販売フェア等の取組を官民で連携して展開。				
○ 「食べて応援しよう！」の取組件数は915件。（平成26年3月末時点）				
当面（今年度中）の取組み				
○ 被災地産農産物・食品等の国内・海外での消費拡大を促すためのPRを実施。				
○ 民間事業者による被災地応援フェアの開催の促進、社内食堂や全府省庁の食堂での被災地産農産物・食品等の積極的な利用等の取組を、官民で連携しながら引き続き推進。				
○ 特に、福島県産農林水産物等については、産地と連携し出荷時期に合わせて戦略的にPRを行う取組を、福島県と連携して実施。				
中・長期的（3年程度）取組み				
○ 風評が払拭されるまでの間、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズのもと、被災地産農林水産物・食品等の消費を拡大する取組を推進。				
期待される効果・達成すべき目標				
○ 被災地等における農林水産物の出荷額を震災発生前と同水準に回復。				
平成25年度補正予算及び26年度予算における予算措置状況				
福島県産農産物等戦略的情報発信事業 1,604百万円（平成25年度補正）【復興庁計上】				

Ⅱ．平成25年度成果目標の進捗確認 (公共インフラ(全体版))

- ・公共インフラ(全体版)の対象事業について、平成25年度成果目標に対する進捗確認を行った。
- ・数値目標を設定した11事業のうち、6事業は「平成25年度の目標達成」もしくは「概ね平成25年度の目標達成」、5事業については「平成26年度以降に目標達成がずれ込む」となった。
- ・「平成26年度以降に目標達成がずれ込む」事業についても、やむを得ないものを除き、成果目標に対して概ね9割の進捗が図られている。
- ・「平成26年度以降に目標達成がずれ込む」主な理由は、復興まちづくり計画や他事業との調整、地域における合意形成、復旧より利用を優先したこと等により、時間を要したことである。
- ・別途、四半期に一度実施している「公共インフラの復旧・復興の進捗状況」の確認と合わせ、また、「住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ」等の周知・活用等により、復興事業の円滑な実施を推進する。

1. 「平成25年度の目標達成」又は「概ね平成25年度の目標達成」となった事業

事業名	平成25年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析	事業名	平成25年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析
交通網(空港)	目標達成 (仙台空港における復旧・復興事業は全て完了)	復興まちづくり(医療施設等)	目標達成 (復旧未了の3箇所について整備完了)
農地・農業用施設	概ね目標達成 (目標15,700ha営農可能に対し、15,060ha営農可能)	土砂災害対策	目標達成 (緊急的な対策が必要な11箇所について対策完了)
海岸防災林の再生	概ね目標達成 (目標100km復旧・再生に着手に対し、92kmで復旧・再生に着手)	災害廃棄物の処理	【災害廃棄物の仮置場への移動】 概ね目標達成(福島県の3市町村を除き完了) 【中間処理・最終処分】 概ね目標達成(福島県の5市町村を除き完了)

2. 「平成26年度以降に目標達成がずれ込む」こととなった事業

事業名	平成25年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析	事業名	平成25年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析
海岸対策	平成26年度以降に目標達成がずれ込む 〔 目標:約8割の地区海岸で着工 成果:約7割の地区海岸で着工 〕	漁港・漁場・養殖施設・定置網	【漁港】概ね目標達成 【漁場】平成26年度以降に目標達成がずれ込む 〔 目標:全がれきの撤去終了 成果:岩手県、宮城県、福島県において、定置・養殖漁場では9割以上撤去 〕
河川対策	【直轄管理区間】 概ね目標達成 【県・市町村管理区間】 平成26年度以降に目標達成がずれ込む 〔 目標:約98%で着工、約88%で完了 成果:約91%で着工、約83%で完了 〕		【養殖施設】 平成26年度以降に目標達成がずれ込む 〔 目標:福島県避難指示区域内について、解除後対応 成果:立入禁止が解除されていないため、対応不可 〕 【定置網】概ね目標達成
交通網(港湾)	【港湾施設(防波堤を除く)】 平成26年度以降に目標達成がずれ込む 〔 目標:全ての港湾施設について本格復旧を完了 成果:128箇所のうち、120箇所が完了 〕		復興まちづくり(学校施設等) 平成26年度以降に目標達成がずれ込む 〔 大学・小中高等学校・幼稚園等は、概ね平成25年度の目標通り進捗、公立社会教育施設は、平成26年度以降に目標達成がずれ込む 〕

※ 下水道、交通網(道路)、交通網(鉄道)、復興住宅(災害公営住宅等)、復興まちづくり(防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等)、復興まちづくり(造成宅地の滑動崩落防止)、地盤沈下・液状化対策の7事業、及び上記11事業の一部については、平成25年度成果目標において数値目標を設定していない。

※ 復興住宅(災害公営住宅等)、復興まちづくり(防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等)については、別途、「住まいの復興工程表」により、個別地区ごとに詳細に進捗状況を公表している。

1. 海岸対策

【評価】平成26年度以降に目標達成がずれ込む

(1) 平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
約8割の地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。 ※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成24年度迄に着工した地区海岸を含む。	・約7割の地区海岸(318地区海岸／471地区海岸)において、本復旧工事に着工した。 ・国施工区間(代行区間含む)約41kmのうち、復興・復旧を支えるうえで不可欠な仙台空港及び下水道処理場の全面の区間等約26kmについては、施行を完了している。	約9割の地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。 約3割の地区海岸において、本復旧工事の完了を目指す。 ※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成25年度迄に着工、完了した地区海岸を含む。

(2) 平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】

平成26年度以降に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針等】

県等の海岸においては、海岸管理者が地元に対する説明会等を重ね、地元住民の理解を得ながら、背後のまちづくり計画等と調整を図りつつ、順次復旧しており、その調整等に時間を要したことにより目標に至らなかった。

なお、平成25年度中に着手できなかった地区については、引き続き、丁寧な対応を図るとともに、まちづくり調整に係るマネジメントの強化を行い、工事の早期着工を目指す。

2. 河川対策（直轄管理区間）

【評価】概ね平成25年度の目標達成

（1）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
・甚大な被害が発生するなどした2箇所の本復旧について、引き続き復興に向けた地域や関係機関との合意形成を図りながら、調整等が整った箇所から工事に本格着手し、逐次完了予定。 ・液状化対策については、平成24年度中に工事着手した6箇所の対策を平成25年度中に完了予定。	・甚大な被害が発生するなどした2箇所については、平成25年度中に一部区間を除いて本復旧工事に着手済み。引き続き地域や関係機関との調整を図りつつ逐次対策を実施。 ・液状化対策については、平成24年度中に工事着手した区間は平成25年度中に対策完了。一部の箇所については、市町村の復興計画の策定等に時間を要し、工事の進捗に遅れが生じているものの、引き続き対策を実施。	・甚大な被害が発生するなどした2箇所について、引き続き地域や関係機関との調整を図りながら、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を平成26年度内に完了予定。 ・液状化対策については、引き続き対策工事を実施し、逐次完了予定。

（2）平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】概ね平成25年度の目標達成

【理由・対応方針等】

・東日本大震災で被災を受けた2,115箇所のうち、甚大な被害が発生するなどにより、本復旧が終わっていない残りの1水系2箇所*については、平成25年度中に一部区間を除いて本復旧工事に着手済み。引き続き地域や関係機関との調整を図りながら、平成26年度内に完了予定。

* 北上川河口部右岸の長面地区・・・地盤沈下により広範囲に農地が水没しており、近接する他機関の復興事業等との調整を図りながら逐次工事を実施している地区。平成26年3月までに全区間の本復旧工事に着手済み。

* 北上川河口部左岸の月浜地区・・・応急対策は完了しているが、本復旧に必要な用地の取得にあたって調整が必要な地区。平成26年3月までに一部区間を除いて本復旧工事に着手済み。

・液状化対策については、対策が必要な96箇所のうち、平成25年度までに89箇所の対策を完了。残りの箇所については、市町村との復興計画の策定等に時間を要し工事の進捗に遅れが生じている区間があるものの、調整等が整った区間については部分的に工事を完了。

2. 河川対策（県・市町村管理区間）

【評価】平成26年度以降に目標達成がずれ込む

（1）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
【県・市町村管理区間】 ○本復旧の着手箇所 ・1,082箇所(全体の約98%) ○本復旧完了予定 ・H25出水期(6月頃～)まで: 754箇所(全体の約68%) ・H25年度中: 969箇所(全体の約88%)	【県・市町村管理区間】 ○本復旧の着手箇所 ・991箇所(全体の約91%) ○本復旧完了予定 ・H25出水期(6月頃～)まで: 772箇所(全体の約71%) ・H25年度中: 905箇所(全体の約83%)	【県・市町村管理区間】 ○本復旧の着手箇所 ・1,058箇所(全体の約97%) ○本復旧完了予定 ・H26出水期(6月頃～)まで: 912箇所(全体の約84%) ・H26年度中: 980箇所(全体の約90%)

（2）平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】平成26年度以降に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針等】

・平成25年度は、順次本復旧を進めている。平成25出水期(6月頃～)までの完了箇所数は目標を上回ったが、一部他事業との調整に時間を要した箇所もあることから、平成25年度中の目標完了箇所数達成は平成26年度以降にずれ込む。平成26年度では約9割の完了を予定。

3. 下水道

(1) 平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
仙台市南蒲生浄化センターについて、平成27年度末までの完了を目指し、水処理施設の土木・建築工事を進める。また、被災した下水管について、復興計画と整合を図りながら、復旧を進める。	仙台市南蒲生浄化センターについては、平成27年度末までの完了を目指し、水処理施設の土木・建築工事を実施。また、被災した下水管についても、復旧工事を着実に実施。	仙台市南蒲生浄化センターについて、平成27年度末までの完了を目指し、引き続き水処理施設の土木・建築工事を進める。また、被災した下水管について、復興計画と整合を図りながら、復旧を進める。

(2) 平成25年度の成果目標に対する進捗分析

- ・国土交通省による被災地現地での助言や課題解決を積極的に行った。
- ・平成26年度の成果目標達成に向け、地方公共団体に対して必要な支援を実施していく。

4. 交通網（道路）

（1）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
■道路の復旧・整備 ・引き続き本復旧を実施（国道4号、国道6号、国道45号等） - 警戒区域内の常磐自動車道（広野IC～常磐富岡IC）については、工事発生材等の処理、供用形態、アクセス道路の復旧等について関係機関と調整が整うことを前提に、平成25年度を供用目標として事業を進める ■復興道路・復興支援道路 ・引き続き、用地買収を進め、順次工事へと移行 ■津波防災地域づくりに係る道路整備 ・津波防災地域づくりに係る道路整備については、各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次整備を推進	・本復旧が完了 - 環境省が実施する除染工事と並行して復旧工事を進め、本復旧が完了。 ・用地買収を進め、順次工事へと移行 ・各地方公共団体において復興計画を策定	・整備工事を実施 - 相馬IC～山元IC及び旧警戒区域にかかる区間の浪江IC～南相馬ICは平成26年内に、常磐富岡IC～浪江ICは平成27年のゴールデンウィーク前までに開通させる予定。 ・引き続き、用地買収を進めるとともに、橋梁等の主要な構造物について、本格的に整備を推進。 ・津波防災地域づくりに係る道路整備については、各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次整備を推進

（2）平成25年度の成果目標に対する進捗分析

- ・引き続き事業計画・工程表に基づき事業進捗を図る。

5. 交通網（鉄道）

（1）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
・三陸鉄道については、平成26年4月頃に北リアス線及び南リアス線全線での運転再開の見込み。 ・JR山田線、大船渡線、気仙沼線については、引き続き、国土交通省、復興庁、沿線自治体及びJR東日本で構成する復興調整会議の場において、まちづくりと一体となった鉄道復旧について検討を進める。なお、JR気仙沼線、大船渡線のBRT仮復旧については、専用道区間の延伸を図る。 ・JR石巻線の浦宿～女川駅間については、女川町で進めている、駅周辺の復興まちづくり事業との整合を図りつつ、早期運転再開に向けた取組みを進める。 ・JR仙石線については、ルート移設等に係る復旧工事を進め、平成27年のうちに全線運転再開を目指す。 ・JR常磐線の相馬～浜吉田駅間については、ルート移設等により用地取得等を前提として、平成26年春の工事着手、概ね平成29年春頃の運転再開を目指す。	【運転再開 等】 ・三陸鉄道については、平成26年4月5日・6日に、南リアス線の釜石～吉浜駅間・北リアス線の田野畑～小本駅間の運行再開をもって、全面復旧した。 ・JR山田線、大船渡線、気仙沼線については、復興調整会議を計6回開催するなど、まちづくりと一体となった鉄道復旧の検討を進めた。 ・BRT仮復旧の専用道区間については、気仙沼線において約4.4kmから約21.7kmに、大船渡線において約1.9kmから約13.7kmに延伸した。 ・JR石巻線については、平成27年春の運転再開に向け、浦宿～女川駅間の工事に着手した。 ・JR仙石線については、平成27年のうちに全線運転再開に向けて、順調に工事を実施した。 ・JR常磐線の相馬～浜吉田駅間については、用地取得作業を進め、予定通り平成26年春に工事着手した。	・JR山田線、大船渡線、気仙沼線については、引き続き、復興調整会議等の場において、まちづくりと一体となった鉄道復旧について検討を進める。 ・JR石巻線の浦宿～女川駅間については、女川町で進めている、駅周辺の復興まちづくり事業との整合を図りつつ、平成27年春の運転再開を目指す。 ・JR仙石線については、ルート移設等に係る復旧工事を進め、平成27年のうちに全線運転再開を目指す。 ・JR常磐線の相馬～浜吉田駅間については、ルート移設等により予定通りの工事進捗等々を前提として、概ね平成29年春頃の運転再開を目指す。

5. 交通網（鉄道）

（1）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域及び避難指示区域内の区間(広野～原ノ町)については、線路上の空間線量調査(環境省(磐城太田～桃内駅間、竜田～広野駅間))を行った区間において、駅施設等の除染を必要に応じ実施するなど、「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」において、JR常磐線の復旧調査・工事を進めていく上での課題に対応するための支援を実施。	【警戒区域等への取組】 ・原ノ町～広野駅間の運行再開に向けた関係者間の調整のため、「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」において、線路上の空間線量調査(環境省(桃内～浪江駅間、富岡～竜田駅間))及びバラスト等における放射能濃度調査(原子力安全基盤機構)を実施。また、竜田～広野駅間においては、駅施設等の除染等を実施。	福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域及び避難指示区域内の区間(広野～原ノ町)については、線路上の空間線量調査(環境省(磐城太田～浪江駅間、富岡～竜田駅間))を行った区間において、駅施設等の除染を必要に応じ実施するなど、「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」において、JR常磐線の復旧調査・工事を進めていく上での課題に対応するための支援を実施。 竜田～広野駅間については、春の檜葉町の帰町判断に合わせ、運転再開を実施。また、列車のダイヤに合わせたバス運行の施策を実施。

（2）平成25年度の成果目標に対する進捗分析

- ・三陸鉄道については、本年4月5日・6日に、南リアス線の釜石～吉浜駅間・北リアス線の田野畑～小本駅間の運行再開をもって、全面復旧がなされたところ。
- ・JR線の運休区間のうち、常磐線浜吉田～相馬駅間、石巻線浦宿～女川駅間については、本年春に復旧工事に着手した。また、まちづくりと一体となった復旧が必要な区間については、線区別に設置した復興調整会議等の場を活用して、引き続きJR東日本と関係地方自治体等との調整を支援していく。
- ・福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域及び避難指示区域内の区間(広野～原ノ町)については、JR常磐線の復旧調査・工事を進めていく上での課題に対応するために設置された「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」において、放射線等に係る各種調査・除染を進めている。

6. 交通網（空港）

【評価】平成25年度の目標達成

（1）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の 成果目標
・平成25年7月までに仙台空港の排水機能等の復旧完了を目指す。 ・平成25年11月までに仙台空港の空港施設の耐震化を完了するとともに、津波被害からの早期復旧対策等を検討して、平成25年10月までに被災時に最低限必要な空港機能を確保する。	・仙台空港の排水機能等の復旧は、平成25年10月に完了した。 ・仙台空港の復興事業に係る空港施設の耐震化については、平成25年10月に完了した。（※引き続き通常事業により空港の耐震対策を実施） ・今後空港施設が津波被害を受けた場合、空港施設の機能を早期に復旧するため、「仙台空港津波早期復旧計画」を、平成25年11月に策定した。	平成25年度をもって、空港に関する復旧・復興事業は全て完了した。

（2）平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】平成25年度の目標達成

【理由・対応方針等】

- ・平成25年度をもって、空港に関する復旧・復興事業は全て完了した。

7. 交通網（港湾）

【評価】港湾施設（防波堤を除く）：平成26年度以降に目標達成がずれ込む

（1）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
- 産業・物流上、特に重要な港湾施設に加え、復旧工程計画に定められた（復旧に期間を要する防波堤を除く）全ての港湾施設について本格復旧を完了する。 - 復旧に期間を要する施設（防波堤）については、まちづくりや産業活動に支障が生じないように計画的に復旧を進める。	- 復旧工程計画に定められた（復旧に期間を要する防波堤を除く）全ての港湾施設128箇所のうち、平成25年度末までに120箇所が完了した。 - 復旧に期間を要する施設（防波堤）については、計画的に復旧を進めたものの、資材や労務者の確保困難等のため、工程に遅れが生じた。	- 復旧工程計画に定められた（復旧に期間を要する防波堤を除く）全ての港湾施設について本格復旧を完了する。 - 復旧に期間を要する施設（防波堤）については、港湾の利用と調整を図りつつ、工程管理を適切に行う。

（2）平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】復旧工程計画に定められた（復旧に期間を要する防波堤を除く）港湾施設：平成26年度以降に目標達成がずれ込む

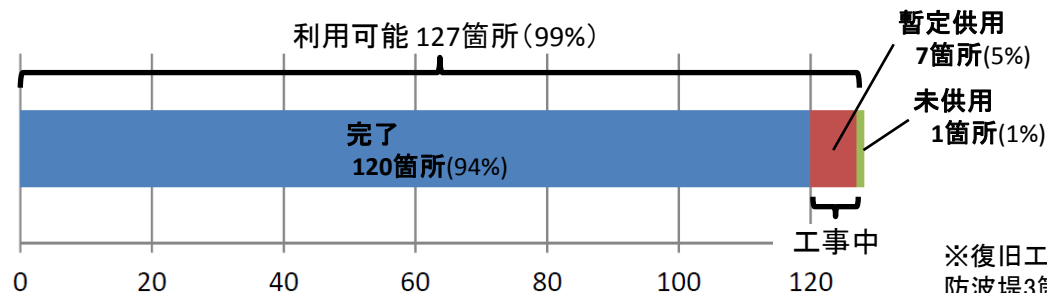
【理由・対応方針等】①復旧工程計画に定められた（復旧に期間を要する防波堤を除く）港湾施設

- ・港湾の利用を最優先し、利用者調整を図りながら本格復旧工事を進めた結果、目標を若干下回った。
- ・遅れた8箇所については、引き続き残事業について進捗を図り、平成26年度完了を目指す。

②復旧に期間を要する施設（防波堤）

- ・港湾の利用と調整を図りつつ、工程管理を適切に行う。

平成25年度 進捗分析（復旧工程計画に定められた全ての港湾施設128箇所※の内訳）



※復旧工程計画に定められた131箇所から復旧に期間を要する防波堤3箇所を除いた施設数

8. 農地・農業用施設

【評価】概ね平成25年度の目標達成

(1) 平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
・平成26年度春の作付時期から、2,230ha (平成25年度までの作付を加えると 15,700ha)の農地について、営農を可能と することを目指す。	・平成26年度春の作付時期から、1,590ha (平成25年度までの作付を加えると 15,060ha)の農地について、営農が可能と なる見込み。	・平成27年度春の作付時期から、820ha(平 成26年度までの作付を加えると15,880ha) の農地について、営農を可能とすること を目指す。

(2) 平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】

概ね平成25年度の目標達成

【理由・対応方針等】

- ・平成25年度の成果は目標の約7割であったが、目標と成果の差の主な要因は、まちづくり等で他事業との調整によって転用が生じ復旧範囲が縮小したことや、地域の意向で農地の大区画化に取り組むこととなり原形復旧の面積が減少したことなどによるもので、復旧は概ね計画的に進んでいる。
- ・地元の意向を反映しつつ復旧を進め、平成26年度春の作付時期までの営農再開可能面積の累計は、目標に対し96%。
- ・引き続き、「農業・農村の復興マスタープラン」に基づき、着実に復旧を進める。

9. 海岸防災林の再生

【評価】概ね平成25年度の目標達成

(1) 平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
被災した海岸防災林については、土地利用に関する地元の合意形成の状況を踏まえつつ、警戒区域やガレキ仮置き場等を除く全ての箇所(約100km)について、平成26年3月までに、復旧・再生に着手することを目指す。	平成26年3月までに、復旧・再生に着手することを目指していた海岸防災林約100kmのうち約92kmにおいて復旧・再生に着手した。	被災した海岸防災林については、土地利用に関する地元の合意形成等の状況を踏まえつつ、帰還困難区域等を除く箇所について、復旧・再生に着手することを目指す。

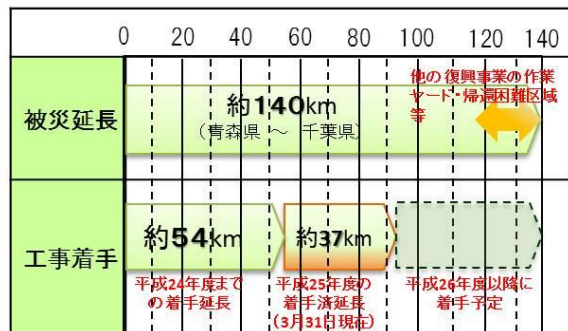
(2) 平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】概ね平成25年度の目標達成

【理由・対応方針等】

- ・地元との合意形成に至らなかった等の理由により着手できなかった地区もあったが、引き続き関係者等と調整を進めているところ。
- ・今後も再生資材を活用し、民間団体等の協力も得ながら海岸防災林の再生を推進していく考え。

■ 海岸防災林の復旧・再生の進捗状況等について



※現時点での復旧方針による見込み。今後、変動があり得るもの。

■ 主な復旧の事例

○宮城県（仙台市）

仙台市～山元町の海岸防災林の復旧・再生は、民有林・国有林を一体的に国直轄事業により実施。復旧にあたって、安全が確認された災害廃棄物由来の再生資材（津波堆積物、コンクリートくず）を活用。



植栽の状況

10. 漁港・漁場・養殖施設・定置網（漁港）

【評価】概ね平成25年度の目標達成

（1）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
被災した漁港(319漁港)の概ね6.5割において、陸揚げ岸壁の復旧の完了を目指す。	被災した漁港の概ね5割において、岸壁の復旧が完了した。また、概ね9割(約91%)にあたる289漁港で陸揚げが可能(部分的に可能となった場合を含む。)となった。	被災した漁港の概ね約7割において、岸壁の復旧完了を目指す。(9.5割において、陸揚げが可能(部分的に可能となった場合を含む。)となることを目指す。)

（2）平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】

概ね平成25年度の目標達成

【理由・対応方針等】

平成25年度は概ね目標通りの進捗となった。引き続き、事業の進捗を図る。

10. 漁港・漁場・養殖施設・定置網（漁場）

【評価】

平成26年度以降に目標がずれ込む

（1）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
①漁場におけるがれき撤去の推進 平成25年度末までに、広域漁場、定置・養殖漁場において全てのがれき撤去の終了を目指す。 ②漁場生産力向上のための技術開発等の実施 平成25年度末までに、被災した漁場において沿岸漁業・養殖業を円滑に行うための技術開発等を実施する。 ③漁場施設等の整備 消波堤などの復旧が必要な28漁場について概ね9割を復旧することを目指す。	①平成25年度末までに岩手県、宮城県、福島県において、定置・養殖漁場では9割以上、広域漁場では、操業を再開できる程度までがれき撤去を行った。 ②平成25年度末までに計画した全ての漁場において漁場生産力向上のための技術開発等を実施した。 ③平成25年度末において、概ね9割を復旧した。	①平成25年度に未実施であった1割を含め、平成26年度末までに広域漁場、定置・養殖漁場において全てのがれき撤去の終了を目指す。ただし、がれきの分布状況によっては平成27年度も実施。 ②平成26年度末までは、被災した漁場において沿岸漁業・養殖業を円滑に行うための技術開発等を実施する。 ③消波堤などの復旧が必要な28漁場すべてについて平成27年度末までの復旧を目指す。

（2）平成25年度の成果目標に対する進捗分析

①漁場におけるがれき撤去の推進

【評価】平成26年度以降に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針等】

一旦、がれき撤去をほぼ終了した定置・養殖漁場では一部の漁場でがれきが再流入したり、多くの漁場で操業が再開されている広域漁場では操業中にがれきが入網する状況が続いているため、引き続き支援を行い、これらの状況が解消されれば、平成26年度末までに終了する見込み。

②漁場生産力向上のための技術開発等の実施

【評価】概ね平成25年度の目標達成

【理由・対応方針等】

平成25年度は概ね目標通りの技術開発を実施した。平成26年度以降はこれらの結果を踏まえ、引き続き被災漁場において漁業を円滑に行うための技術開発等を実施する。

③漁場施設などの整備

【評価】概ね平成25年度の目標達成

【理由・対応方針等】

・平成25年度は概ね目標通りの復旧を完了した。引き続き、事業の進捗を図る。

10. 漁港・漁場・養殖施設・定置網（養殖施設）【評価】

平成26年度以降に目標達成がずれ込む

（1）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
福島県立入禁止区域内の養殖施設について、立入禁止が解除され、養殖業再開の希望がなされた際は、速やかに対応する。	福島県の避難指示区域内における養殖施設については、依然として立入禁止が解除されないため、整備の目途が立っていない状況にある。	福島県の避難指示区域内の養殖施設について、立入禁止が解除され、養殖業再開の希望がなされた際は、速やかに対応する。

（2）平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】平成26年度以降に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針等】

・福島県の避難指示区域内における養殖施設については、依然として整備の目途が立っていない状況であるが、当該区域の解除等が行われた場合には、速やかに事業を実施する。

10. 漁港・漁場・養殖施設・定置網 (定置網) 【評価】 概ね平成25年度の目標達成

(1) 平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
平成25年度末までには、操業再開希望者全員が、大型定置網の整備に目途をつけることを目標とする。	平成26年2月末現在で、大型定置網131ヶ統を整備した。(操業再開希望数146ヶ統)	平成25年度末に未実施であった15ヶ統を含め、平成26年度末までには操業再開希望者全員が大型定置網の整備に着工することを目標とする。

(2) 平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】

概ね平成25年度の目標達成

【理由・対応方針等】

復旧整備の要望に対し、網を仕立てる業者が対応しきれない状況が生じたこと及び事業再開に向けて検討中のものがあつたため。

11. 復興住宅（災害公営住宅等）

（１）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
住まいの復興工程表及び住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ等に基づき、事業のさらなる推進を図っていく。	住まいの復興工程表を作成し、公表するとともに各地方公共団体において策定された復興計画を踏まえ、災害公営住宅整備事業等の推進を支援した。 ※災害公営住宅整備事業については、平成26年3月末時点で約440地区・約19,100戸（うち被災3県で約420地区・約18,700戸）について用地確保、85地区2,598戸（うち被災3県で65地区2,274戸）について工事完了。	住まいの復興工程表及び住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ等に基づき、事業のさらなる推進を図っていく。

（２）平成25年度の成果目標に対する進捗分析

- ・住まいの復興工程表と住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージを公表。
- ・被災自治体に対する人的支援の促進。
- ・事業制度の概要・運用に係る情報提供や事例等の周知。
- ・国の直轄調査により、災害公営住宅整備に係る基本計画の策定等を支援し、その成果を地方公共団体に情報提供。

※災害公営住宅整備事業については、平成26年3月末時点で約440地区・約19,100戸（うち被災3県で約420地区・約18,700戸）について用地確保、85地区2,598戸（うち被災3県で65地区2,274戸）について工事完了。

12. 復興まちづくり

〔防災集団移転促進事業・
土地区画整理事業等〕

(1) 平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
住まいの復興工程表に基づいた施策パッケージにある早期工事着手のための手続きの簡素化等により、住宅再建・復興まちづくりを加速化し、当該事業のさらなる推進を図っていく。	住まいの復興工程表に基づき、手続きの簡素化等の施策パッケージの活用により防災集団移転促進事業・区画整理事業等を推進した。 ○平成25年度の事業の進捗状況 ・防災集団移転促進事業においては、339の全ての地区で大臣同意が完了し、304地区(90%)で工事に着手、50地区(15%)で造成が完了。また、土地区画整理事業においては、全51地区で都市計画決定、事業化に至り、37地区(73%)で工事に着手。	住まいの復興工程表に基づき、引き続き、住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の活用により、住宅再建・復興まちづくりのさらなる推進を図っていく。

(2) 平成25年度の成果目標に対する進捗分析

○平成25年度の実施施策

- ・不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨と、復興まちづくり事業の早期進捗の観点からの適切な入札契約方式の選択について周知
- ・事業計画の軽微な変更について、補助対象事業費の合計額の20%以上の変更についても、土地の価格上昇にともなう事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とするなど、手続きを簡素化し、その旨を周知(防災集団移転促進事業)
- ・取得した土地について、譲渡や交換が可能である旨をガイダンスにおいて明確化し、その旨を周知(防災集団移転促進事業)
- ・取得した移転促進区域内の土地について、財産処分の手続きを行うことなく貸付けが可能であることを周知し、防集跡地の利用を促進(防災集団移転促進事業)
- ・起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について周知(土地区画整理事業)
- ・所有者所在不明や工事の同意を得られない地権者の土地において早期工事着手が必要な場合、換地設計に向けた検討・調整の進捗に先立って、工事実施のために現位置に仮の仮換地指定を行うことにより、早期の工事着手を図ることができることを明確化し、周知(土地区画整理事業)

○平成25年度の事業の進捗状況

- ・防災集団移転促進事業においては、339の全ての地区で大臣同意が完了し、304地区(90%)で工事に着手、50地区(15%)で造成が完了。
- ・土地区画整理事業においては、全51地区で都市計画決定、事業化に至り、37地区(73%)で工事に着手。

13. 復興まちづくり（造成宅地の滑動崩落防止）

（１）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
滑動崩落対策工事を実施する地区において、引き続き事業の進捗を図る。	成果目標にそって事業の進捗を図った結果、平成25年度末までに、約2割の地区において対策工事が完了した。	滑動崩落対策工事を実施する地区において、引き続き事業の進捗を図り、平成26年度内に約9割の地区で工事完了を目指す。

（２）平成25年度の成果目標に対する進捗分析

- ・造成宅地滑動崩落緊急対策事業
：平成25年度末までに約2割の地区において対策工事が完了した。
- ・平成26年度内に約9割の地区で工事完了を目指す。

14. 復興まちづくり（医療施設等）

【評価】平成25年度の目標達成

（1）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
被災3県で被災した医療施設等の復旧整備を年度内に行う。（未終了施設3箇所／299箇所）	被災3県で医療施設等の復旧未整備の3箇所について、年度内に整備が終了した。	—

（2）平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】

平成25年度の目標達成

【理由・対応方針等】

平成25年度の成果目標としていた3箇所の復旧整備について年度内に整備が終了した。

	H23				H24				H25				H26				H27				H28				H29以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
復興まちづくり																									
医療施設等	医療施設等の復旧整備																								
	※被災3県で医療施設等の復旧整備の終了していない3箇所について年度内に終了した。																								
	医療提供体制の再構築																								

15. 復興まちづくり（学校施設等）

【評価】平成26年度以降に目標達成がずれ込む

(1) 平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
I. 幼稚園・小中高等学校等 (i)公立 ①比較的軽微な被害に留まる学校については、警戒区域等を除き、早期の復旧完了を目標とする。 ②甚大な被害を受けた学校については、警戒区域等を除き、計画的な復旧完了を目標とする。 なお、津波被害地域に所在し、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。 (ii)私立 甚大な被害を受けた私立学校等については、平成25年度内の復旧完了を目標とする。 なお、津波被害地域、警戒区域等に所在し、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保、警戒区域等の解除等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。	I. 幼稚園・小中高等学校等 (i)公立 ①比較的軽微な被害に留まる学校については、避難指示区域(旧警戒区域等)に所在する学校を除いた<u>2,197校</u>のうちすべての学校について平成25年度末までに事業着手済み(うち<u>2,170校(約99%)</u>は復旧完了)。 ②甚大な被害を受けた学校については、避難指示区域に所在する学校を除いた<u>111校</u>のうち<u>109校(約98%)</u>について平成25年度末までに事業着手済み(うち<u>40校(約36%)</u>は復旧完了)。 (ii)私立 甚大な被害を受けた私立学校等<u>93校</u>については、全て復旧完了。 ※国庫補助対象<u>746校</u>のうち<u>735校(約98.5%)</u>が事業着手済み、<u>732校(約98%)</u>が復旧完了。 11校の私立学校等は津波被害地域、避難指示区域にあるため、事業未着手。	I. 幼稚園・小中高等学校等 (i)公立 ①比較的軽微な被害に留まる学校については、避難指示区域を除き、早期の復旧完了を目標とする。 ②甚大な被害を受けた学校については、避難指示区域を除き、計画的な復旧完了を目標とする。 (ii)私立 甚大な被害を受けた私立学校等については、平成26年度内の復旧完了を目標とする。 なお、津波被害地域、避難指示区域に所在し、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保、避難指示区域の解除等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。

15. 復興まちづくり（学校施設等）

（1）平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 （H25.4時点）	平成25年度の成果 （H26.4時点）	平成26年度の成果目標
Ⅱ. 大学等 （i）国立（幼稚園・小中高等学校等含む） 復旧が完了していない3法人については、平成25年度内の復旧完了を目標とする。なお、津波被害地域に所在し、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。 （ii）私立 甚大な被害を受けた私立大学については、平成25年度内の復旧完了を目標とする。 Ⅲ. 公立社会教育施設 平成24年度までに復旧完了しなかった167施設及び警戒区域等に所在している施設で被害が把握できたもののうち、移転先の確保等の条件が整い、平成25年度中に復旧の目途が立ったものについて、平成25年度内の復旧完了を目標として、順次事業着手を行うこととする。	Ⅱ. 大学等 （i）国立（幼稚園・小中高等学校等含む） 被害を受けた<u>30法人</u>については、全て事業着手済みであり、このうち<u>28法人（約93%）</u>が平成25年度末までに復旧完了。 （ii）私立 甚大な被害を受けた私立大学については、目標どおり全て復旧完了。 Ⅲ. 公立社会教育施設 ①比較的軽微な被害に留まる公立社会教育施設については、避難指示区域に所在しており、被害状況を確認できない施設を除いた<u>1,103施設</u>について、全て復旧完了。 ②甚大な被害を受けた公立社会教育施設については、避難指示区域に所在しており、被害状況を確認できない施設を除いた<u>153施設</u>のうち、<u>56施設</u>の復旧が完了した。残りの97施設については、復旧まちづくり計画の遅れや工事業者の不足、資材高騰等の影響による入札不調などの理由で後年度への計画の後ろ倒しが発生したことなどが要因で復旧に遅れが生じている。なお、うち4施設については、復旧工事に着手した。	Ⅱ. 大学等 （i）国立（幼稚園・小中高等学校等含む） 復旧が完了していない2法人のうち1法人については、平成26年度内の復旧完了を目標とし、津波被害地域に所在し、移転を伴う1法人については、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。 Ⅲ. 公立社会教育施設 平成25年度までに復旧完了しなかった97施設及び避難指示区域に所在している施設で被害が把握できたもののうち、移転先の確保等の条件が整ったものについて、平成26年度内の復旧完了を目標として、順次事業着手を行うこととする。

15. 復興まちづくり（学校施設等）

（2）平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】

平成26年度以降に目標達成がずれ込む

（大学・小中高等学校・幼稚園等は、平成25年度の目標通り進捗、公共社会教育施設は、平成26年度以降に目標達成がずれ込む）

【理由・対応方針等】

I. 幼稚園・小中高等学校等

（i）公立：○避難指示区域において、比較的軽微な被害に留まる学校で未着手のものは、区域の指定が解除され、準備が整い次第、速やかに事業に着手する。

○津波被害地域等において、甚大な被害を受けた学校については計画的に復旧を行う。

（ii）私立：甚大な被害を受けた私立学校等は、平成25年度末までに復旧完了。

国庫補助対象校全体の約98%が、平成25年度末時点で復旧完了。

津波被害地域、避難指示区域にあり、移転等を伴う私立学校等については、地域の復興計画の策定、移転先の確保、避難指示区域の解除等の条件が整い次第、速やかに事業に着手を行うこととする。

II. 大学等

（i）国立（幼稚園・小中高等学校等含む）：復旧が完了していない2法人のうち1法人については、平成26年度内の復旧完了を目標とし、移転が伴う1法人については、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに復旧を行うこととする。

（ii）私立：甚大な被害を受けた私立大学については、目標どおり全て復旧を完了。

III. 公立社会教育施設：比較的被害が軽微な施設については、目標どおり全て復旧を完了。

甚大な被害を受けた施設については、復旧まちづくり計画の遅れや、工事業者の不足や資材高騰等の影響による入札不調などの理由から後年度への計画の後ろ倒しが発生したことなどが要因で復旧に遅れが生じ、平成25年度に復旧完了できなかったものがあったが、平成26年度以降、引き続き復旧事業の進捗を図る。

16. 土砂災害対策

【評価】平成25年度の目標達成

(1) 平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
○9箇所の緊急的な土砂災害対策について平成25年梅雨期までを目途に完了予定。 ○重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる2箇所の緊急的な対策について平成25年梅雨期までを目途に完了予定。	○9箇所の緊急的な土砂災害対策について完了。 ○重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる緊急的な対策について2箇所が完了。	○被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている箇所について、引き続き対策を実施する。

(2) 平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】
平成25年度の目標達成

【理由・対応方針等】
崩壊が発生した箇所における緊急的な土砂災害対策及び重要な保全対象を有する箇所については、緊急的な対策を完了。

17. 地盤沈下・液状化対策

(1) 平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
・公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等について、地方公共団体における即地的な調査・検討及び有識者の意見等を踏まえながら主要な対策工法以外の工法についても適用可能性や安全性の検討を行い、地方公共団体への情報提供を実施する。 ・液状化対策推進事業を活用しつつ、地方公共団体の地盤の液状化に対する対応方針を踏まえながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進する。 ・液状化に関する必要な研究及び技術開発を推進。	・公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等について、地方公共団体における即地的な調査・検討及び有識者の意見等を踏まえながら、被害抑制に加え被害軽減を図る際の目標設定の考え方を示すとともに、主要な対策工法以外の工法についても適用可能性や安全性の検討を行い、ガイダンスとして取りまとめ、地方公共団体への情報提供を実施した。 ・液状化対策推進事業を活用しつつ、地方公共団体の地盤の液状化に対する対応方針を踏まえながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進した。 ・液状化に関する必要な研究及び技術開発を推進。	・公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等について、地方公共団体における即地的な調査・検討等を踏まえた技術的助言を行う中で、対策の促進を図る。 ・液状化対策推進事業を活用しつつ、地方公共団体の地盤の液状化に対する対応方針を踏まえながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進する。 ・液状化に関する必要な研究及び技術開発を推進。

(2) 平成25年度の成果目標に対する進捗分析

- ・復興交付金の第8回配分までに、12市46地区における調査費及び2市3地区における事業費に対し交付可能額を通知。
- ・被災自治体への情報提供のため、意見交換会を実施。
- ・被災市街地における効果的・効率的な液状化対策工法について、専門家を交えて調査・検討を実施し、液状化対策に係る主要な対策工法以外の工法についても適用可能性や安全性の検討を行い、ガイダンスとして公表。
- ・建設技術研究開発助成制度の活用等により液状化対策に関する技術研究開発を推進。

18. 災害廃棄物の処理

【評価】仮置場への移動：概ね平成25年度の目標達成
中間処理・最終処分：概ね平成25年度の目標達成

(1) 平成25年度の成果及び平成26年度の成果目標

平成25年度の成果目標 (H25.4時点)	平成25年度の成果 (H26.4時点)	平成26年度の成果目標
① やむを得ず平成25年度にずれ込んだ損壊家屋の解体、仮置場への移動については、平成26年3月末までに処理完了が図られるよう個別に調整しつつ実施する。 ② 平成26年3月末までに、福島県を除き、中間処理・最終処分を完了させる。福島県においては、一部平成25年度内の終了が困難と見込まれることから、夏頃を目途に全体の処理見通しを明らかにする。	○ 平成26年3月末で岩手県及び宮城県を含む5県※の災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了。 ○ 福島県については、今後解体予定の家屋等を除き、災害廃棄物の仮置場への搬入は概ね完了。搬入後の処理についても、処理割合が74%に達し着実に進んでいる。 ○ 平成25年9月に福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況の総点検を行い、現時点の処理見通しを踏まえつつ、改めて目標を示した。 ※青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県	○ 処理の完了していない福島県の一部地域については、国の代行処理を着実に進めるとともに、市町と連携してできるだけ早期の処理完了を目指す。

(2) 平成25年度の成果目標に対する進捗分析

【評価】

- ① 災害廃棄物の仮置場への移動：概ね平成25年度の目標達成
② 中間処理・最終処分：概ね平成25年度の目標達成

【理由・対応方針等】

- ① 災害廃棄物の仮置場への搬入は、平成26年3月末までに43市町村のうち、40市町村で搬入を完了。残る福島県沿岸市町村においても、今後解体予定の家屋等を除き、災害廃棄物の仮置場への搬入を完了。
- ② 災害廃棄物の中間処理及び最終処分については、43市町村のうち、福島県の一部(5市町)を除く38市町村にて平成26年3月末までに処理を完了。